

2009年12月25日

中華人民共和国 国務院 法制弁公室 御中

日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト リーダー 守屋 文彦

「中華人民共和国知的財産権税関保護条例(意見募集稿)」に対する意見送付について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立された知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、適宜意見等を関係先に提出しておりますが、今般、当協会アジア戦略プロジェクトに於いて貴室の「中華人民共和国知的財産権税関保護条例(意見募集稿)」について精査致しました。

つきましては、添付の通り、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しく願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

なお、ご承知のとおり、当協会は日本の「国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)」の第1プロジェクトの幹事を務めており、貴国との知的財産関連事項についての交流、支援の中心的役割を果たしておりますこと、申し添えます。

敬具

添付資料：「中華人民共和国知的財産権税関保護条例(意見募集稿)」に対する意見

お問い合わせ先：

日本知的財産協会

事務局長 土井 英男

TEL:81-3-5205-3432

FAX:81-3-5205-3391

Email:doi@jipa.or.jp

国务院「中華人民共和國知的財産権税関保護条例(意見募集稿)」に対する意見

	改正草案条文	修正意見・要望
第 11 条	<p>「<u>知的財産権登録の状況に変化</u>が生じた場合、知的財産権の権利者は変化が生じた日から 30 営業日以内に、税関総署にて登録の変更または取消手続きを行う。変更または取消手続きを行わない場合、税関総署は関連登録を取り消すことができる。」</p>	<p>「登録の状況の変化」とは、権利者が「海関総署宛に提出した申請書の内容の変更」と、いう理解で良いのか確認いただきたい。</p>
第 27 条 第 3 項	<p>方案一：税関が前項の規定に基づき没収した偽造商標が付された<u>輸入貨物</u>は、<u>例外的な場合を除くほか</u>、権利を侵害する商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めるには不十分である。</p> <p>方案二：税関が前項の規定に基づき没収した偽造商標が付された<u>輸入貨物</u>は、<u>特殊な状況を除くほか</u>、貨物上の商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を許可することはできない。</p>	<p>① 輸入貨物に限定する理由が不明。 ← 第 27 条が押収された侵害貨物の処置全般を規定している主旨からすると、輸入貨物に限定されるべきではないと思料。</p> <p>② 方案二の方が、理解が容易で好ましい。</p> <p>③ 「例外的な場合」/「特殊な状況」について、例示がある方が、解釈上明瞭ではないかと思料する。</p>
第 24 条 第 2 項	<p>「税関が前項第三号の規定に基づき特許権侵害の疑いがある貨物を通過させた後<u>20 営業日以内</u>に、人民法院が発する荷受人または荷送人が提出した担保金についての協力執行通知を受け取らない場合、速やかに荷受人または荷送人に担保金を返還しなければならない。」</p>	<p>20 営業日以内を「合理的な期間内」に変更、もしくは、当該項の追加を再考することを建議する。</p> <p>← 外国籍の特許権利者にとって、貴国において特許権侵害訴訟手続きを行うためには相応の時間を有する。第 19 条により、特許権侵害嫌疑貨の出荷/荷受人は、反担保を支払うことで当該貨物の仮差止めを解除させることができるわけで、万一訴訟手続遅延が生じれば、当該反担保も出荷/荷受人に返還されるため、本来期待される反担保の機能が果たされない状況を生むことを懸念する。一方、本規定により、特許権侵害嫌疑品については、第 23 条財産保全措置の規定が有名無実化してしまうため、侵害判決の執行にも大きく影響を及ぼし、貴国における特許権侵害における司法救済の環境に悪影響を及ぼすことを懸念する。</p>

以上